

頒布権の消尽の成否

——販売契約の解除と適法な第一譲渡の存否——

東京地方裁判所 平成24年7月11日判決

平成22年(ワ)第44305号

判例時報2175号98頁

判例タイムズ1388号334頁

蘆 立 順 美*

【要 旨】

本判決は、著作権者と第一譲受人との間の著作物の複製物に関する販売契約が、債務不履行により解除された場合には、適法な第一譲渡があったとはいえないため、当該複製物のその後の譲渡に対し、消尽法理の適用はないとの判断を示し、第一譲受人から当該複製物を譲り受けた転得者の譲渡行為が、頒布権の侵害にあたるとの判断を示した。

著作物等の第一譲渡後に生じた事由により消尽法理の適用を否定することは、商品の円滑な流通の確保や取引の安全の観点から問題を含んでいるが、頒布に伴う利益を獲得していない著作権者の利益との調整を図るための手段としては、対世的に権利行使が否定される消尽法理ではなく、転得者の善意等を考慮し得る判断枠組みによる解決がより適切であろうと思われる。頒布権についても、一定の範囲で、善意無過失の転得者に対し、113条の2の類推適用を肯定すべきである。

【事 実】

Xは、韓国において設立された、映像物製造

等を業とする株式会社である。Xは、プロダクション会社Aから、韓国のテレビ番組(以下、「本件プログラム」という。)を利用したDVD映像の製作、複製、及び日本国内での頒布につき、利用許諾を受け、当該利用許諾契約に基づいて、DVD商品(以下、「本件商品」という。)を製作した。

平成19年9月6日、Xは、Bとの間で本件商品の販売契約(以下、「本件販売契約」という。)を締結し、Bに対し本件商品を日本国内で独占的に頒布すること、及び、BがYに対し、独占的に頒布を再許諾することを許諾した。

Bは、上記契約に先立ち、平成19年8月31日、Yとの間で、本件商品の頒布契約(以下、「本件頒布契約」という。)を締結し、Yに対して、本件商品を日本国内で独占的に頒布することを許諾した。

本件販売契約に基づき、BはXに対し、本件商品代金の一部を支払い、その後、XからBに対し本件商品が引き渡された。しかし、Bが残代金を支払わず、Xの問い合わせに対し、今後の取引が継続不可能であるなどと通知をしたた

* 東北大学大学院法学研究科 教授
Masami ASHIDATE

め、XはBに対し、平成20年4月16日付の書面をもって、本件販売契約を解除する旨の意思表示をし、当該書面は、同月17日にBに到達した(以下、「本件解除」という。)。また、同書面と同一内容の書面がYにも参照送付され、同月17日にYに到達した。

Yは、平成20年2月20日以降、本件解除の後、Bを通じて購入した本件商品を販売していた。そこで、Xは、Yの行為が、本件商品に固定された映像(以下、「本件映像」という)についてXが有する著作権(頒布権)を侵害するものであるとして、本件商品の販売、頒布の差止(112条1項)及び損害賠償(民709条)等を求めて提訴した。

本件の争点は、(1) Xの著作権の有無、(2) 本件解除の有効性、(3) Xの頒布権の消尽の有無、(4) Yが解除前の第三者として保護されるか、(5) Yの故意過失の有無、(6) 損害額である。

【判 旨】

裁判所は、各争点について以下のように述べて、本件商品の販売、頒布の差止、及び、損害賠償請求の一部を認容した。

争点(1) Xの著作権の有無について

準拠法に関し、著作権に基づく差止請求については、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」5条(2)により、我が国の著作権法が、著作権侵害に基づく損害賠償請求については、「法の適用に関する通則法」17条により、不法行為地すなわち日本法が、本件解除の有効性については、「法の適用に関する通則法」7条により、当事者が契約当時に選択した地の法すなわち日本法が、それぞれ適用されるとした。

そして、著作権の帰属につき、本件映像は、Aが著作権を有する本件プログラムを原著作物

とし、Xが日本語字幕の作成、差し替えた音楽の選択、収録回の選択、収録場面の選択などにその思想を創作的に表現した二次的著作物であると認定し、新たに付与された創作的表現についてはXが単独で著作権を有するとした。また、本件映像におけるAとXの寄与割合は、50対50と認めるのが相当であるとした。

争点(2) 本件解除の有効性について

本件販売契約に基づき、Xは本件商品をBに引き渡しており、Bは本件商品に対する残代金を支払うべき義務を負っていること、及び、催告をしたとしてもBが催告に応じて残代金を支払う意思がないことが明らかであったことから、無催告での解除が認められ、平成20年4月17日に本件販売契約は無効となり、本件商品の頒布許諾も無効となったと判断した。

争点(3) Xの頒布権の消尽の有無について

「本件映像のように公衆に提示することを目的としない映画の著作物については、当該著作物の頒布権は、いったん適法に譲渡(以下「第一譲渡」という。)されるとその目的を達成したもとして消尽し、その後の再譲渡にはもはや著作権の効力は及ばないと解されているところ(最高裁判所平成14年4月25日第一小法廷判決・民集56巻4号808頁)、本件において、XからBに対する本件販売契約が債務不履行により有効に解除されたことは前記のとおりであるから、適法な第一譲渡があったとはいえず、本件において消尽を論ずる余地はない」。

争点(4) Yが解除前の第三者として保護されるかについて

「民法545条1項ただし書にいう『第三者』とは、解除前において契約の目的物につき別個の新たな権利関係を取得した者であって、対抗要件を備えた者をいうと解される」ところ、Yは、

「解除前にBから頒布許諾を受けていたものではあるが、XからBに対する頒布許諾と、BからYに対する頒布許諾とは別個の債権的な法律関係であるから、Yが解除された本件販売契約の目的物につき新たな権利関係を取得した者ということはできず、またYの権利は対抗力を備えたものでもないから、いずれにせよYが民法545条1項ただし書にいう『第三者』として保護される余地はない」。

「したがって、Yは、本件解除によりBが頒布権原を失ったことにより、Bからの利用許諾に基づく頒布権原を原告に対抗することができなくなり、YはXの著作物を無許諾で頒布したということになる」として、頒布権侵害の成立を認めた。

争点(5) Yの故意過失の有無について

「本件販売契約が事後的に効力を失ったとしても、本件解除前にYが本件商品を頒布した時点においては、本件販売契約及び本件頒布契約が有効に存在していたのであるから、Yが頒布権原を有するものと認識して本件商品を販売したことに落度はなく、本件解除前の頒布行為についてはYに故意過失は認められない」。

「本件解除後の頒布行為については、Yは、平成20年4月17日、XからBに対する本件解除の通知の参照送付を受けていたのであるから、Yは、同日、本件販売契約が解除されたことを認識し、少なくとも同通知により本件販売契約が解除された可能性があることを認識したというべきであり、その後のYの頒布行為には少なくとも過失があったと認められる」。

争点(6) 損害額について

114条2項の適用について、Xは自ら日本国内で頒布を行っていたものではないが、映画の著作物である本件映像の収録された本件商品をBに販売していたものであるから、同項適用の

基礎がないとはいえないとし、Yの過失が認められる平成20年4月17日以降に被告が頒布した本件商品の枚数に1枚当たり被告が得た利益額を乗じた額の50%（争点(1)において判断されたXの寄与率）を損害額と算定した。そして、114条3項に基づくXの受けるべき使用料相当額は、上記の推定額を上回るものではないとして、2項に基づいて算定された損害額の賠償を認容した。

【研究】

1. 本判決の意義

本件は、映画の著作物について、著作権者との間で販売許諾契約を締結した者から、再販売の許諾を受けた者が、最初の契約が債務不履行により解除された場合に、解除後もその複製物の販売を継続する行為が、頒布権の侵害を構成するかどうかについて争われた事件である。

頒布権(26条)には、明文の消尽規定は存在しないが、争点(3)において引用されている最判平成14年4月25日民集56巻4号808頁(以下、「中古ゲームソフト事件最判」という)¹⁾において、一定の要件のもと、適法な第一譲渡により、当該複製物を公衆に譲渡する権利は消尽するとの解釈が示されている。

もっとも、消尽成立の要件となる「適法な第一譲渡」の詳細な内容について判断を示した裁判例はほとんどない。こうした中、本判決は、著作権者と第一譲受人との契約が、後日、債務不履行を理由に解除されたという場合には、適法な第一譲渡はなく、消尽法理の適用は認められないと述べており、第一譲渡後に生じた事由が、権利消尽の成否に与える影響について一定の判断を示した点で意義を有する。

なお、本件においては、対象著作物が映画の著作物(2条3項)であったため、頒布権(26条)に関する消尽の成否が問題になったが、適

法な第一譲渡の存否に関する判断は、譲渡権の消尽（26条の2第2項）の判断にも影響を与えよう。

そこで本評釈では、Xへの著作権の帰属（争点（1））、及び本件解除の有効性（争点（2））を前提として、主に争点（3）に関する判断について検討を行うこととする²⁾。

2. 最高裁判決における頒布権の消尽に関する解釈

（1）頒布権の消尽について、まず、本判決が引用する前掲の中古ゲームソフト事件最判の判断について確認する。

同最判は、頒布権が設けられた趣旨（3）から、配給制度という取引実態のある映画の著作物の複製物については、これらの複製物を公衆に提示することを目的として譲渡、貸与する権利（2条1項19号後段）については消尽しないと解されるとしつつ、家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物のように公衆への提示を目的としないものについては、いったん適法に譲渡されたことにより、公衆に譲渡する権利は、その目的を達成したものとして消尽するとの解釈を示した。

こうした解釈を採用する理由として、最高裁は、3つの根拠をあげている。第1に、著作権者の権利の保護と、社会公共の利益との調和を図る必要性、第2に、市場における商品の自由な流通と、著作物又はその複製物の円滑な流通の確保の必要性、第3に、著作権者は譲渡の際に代償を確保する機会が保障されており、二重に利得を得ることを認める必要性がないこと、である。

（2）上記最判にいう、「公衆への提示」とは、上映行為を意味するものと理解されており⁴⁾、テレビ番組のDVDである本件商品も、公衆への提示目的を有しないものに該当する。

また、本件におけるX-B間の譲渡は公衆への譲渡に該当すると解されようが⁵⁾、仮に特定少数の者への譲渡と理解する場合であっても、以下の理由により、消尽を成立させる第一譲渡に該当すると解される。

公衆提示目的のない特定少数への譲渡は、頒布権の対象となる利用行為ではないため（2条1項19号）、こうした譲渡によっては、厳密には頒布権の行使がなされていないことになる。しかし、最高裁の文言自体は、消尽の成立に「公衆への」譲渡は要求していない。また、特定少数への譲渡であっても、その際、著作権者は対価獲得の機会を有していたのであり、上記の消尽採用の根拠は充足されている。

また、映画の著作物以外に付与される譲渡権（26条の2）の消尽について定める26条の2第2項は、譲渡権者又はその許諾を得た者により、「特定かつ少数の者に」譲渡された場合にも権利消尽を認めており（同項4号）、映画の著作物についてのみ、消尽を否定する理由はないように思われる⁶⁾。

本件事案においては、XからBへの譲渡が（譲渡当時は適法に）なされており、頒布権の消尽が問題となり得るが、後に、X-B間の販売契約が解除されたという事実によって、その消尽の成否にどのような影響が生ずるかが問題となった。

3. 第一譲渡契約の解除と消尽

（1）本判決は、X-B間の契約が債務不履行により解除されたことから、適法な第一譲渡があったとはいえないと判断し、本件において消尽を論ずる余地はないと述べた。

解除の効果として、原状回復義務が発生し（民545条1項）、解除の目的については、その契約がはじめから存在しなかったのと同様の状況にすることと理解されていることからすれば⁷⁾、本件解除後は、そもそも第一譲渡がなかったと

する本件の判断は当然といえよう。

もっとも、譲渡契約の効力と消尽の成否との関係は、そう単純ではない。

前述の中古ゲームソフト事件最判では、当該ゲームソフトのパッケージ上に中古販売を禁止する旨の記載が存在したと主張されていたにもかかわらず、消尽が認められている。そのため、著作権者が第一譲渡の際、当該複製物について消尽を否定する意思を有しており、後にこれに反する譲渡がなされた場合であっても、適法な第一譲渡の認定、すなわち消尽法理の適用は妨げられないと解されている⁸⁾。

また、多数の学説は、消尽法理の根拠から、譲渡権にかかる権利消尽の成否についても、譲渡の際に、当事者間で消尽を否定する旨の特約が存したとしても、そのことによって権利消尽を否定することはできないとする⁹⁾。このように、少なくとも譲渡契約の付随的条項に違反することをもって、第一譲渡の適法性が否定されるわけではない。また、学説には、消尽を否定する特約については、当事者間の契約としては有効であるとの理解を示すものもあり¹⁰⁾、契約の有効性や効力と、消尽の前提となる適法な第一譲渡の成否とは区別して理解されている。

もっとも、本件における契約の解除事由は、譲渡に対する支払義務が履行されていないというものであり、譲渡契約における付随的義務の違反が問題となった事案ではない。また、消尽法理を認める根拠から実質的に検討しても、本件では譲渡に伴う対価が著作権者に還元していないため、二重の利得の必要性がないという消尽法理の第3の根拠がそもそも充足されていない。したがって、著作権者の利益保護の必要性は否定されず、消尽法理の適用がないとした判断は、この点で支持できるものといえよう。

(2) 他方で、消尽法理の第2の根拠は、円滑な商品流通の確保を挙げている。第一譲渡契約

の解除の時点において、すでに複製物等が第2、第3の転得者に取得されていることは十分あり得る。転得者が当該複製物を取得した時点では、適法な第一譲渡により、その後の譲渡が許されていたにもかかわらず、後に第一譲渡契約が解除されたことによって、当該複製物についての権利消尽が覆されるのでは、転得者は不測の不利益を受けることとなろう。

また、本件商品はXにより適法に作成された複製物に該当し、この点は、第一譲渡契約の解除によって変更するものではないから¹¹⁾、Yの行為は、113条2項によるみなし侵害にも該当しない。

特に、転得者が第一譲渡契約に何ら関与していないような場合には¹²⁾、商品の円滑な流通や取引の安全という消尽法理の第2の根拠の観点から、後の第一譲渡契約の解除を理由に頒布権の侵害を肯定する結論には問題があるように思われる。

(3) もっとも本判決は、解除前における転得者の利益については、判旨の争点(5)において一定の配慮をしている。すなわち、本件解除前のYの頒布行為に対しては、本件販売契約及び本件頒布契約が有効に存在していたことを理由に、Yに故意過失は認められないとし、Xの損害賠償請求を否定した¹³⁾。

そのため、消尽を否定し、頒布権侵害の成立を認めることの実質的意義は、解除後の複製物の頒布に対して、著作権者のコントロールを可能とするという点にあるということになる。

(4) この点については、解除によって第三者の権利を害することはできないと規定する民法545条1項ただし書による対応も考えられるところであるが、裁判所は、判旨の争点(4)にあるように、頒布権原に関しては、Yは民法545条ただし書きの「第三者」としては保護さ

れないと判断した¹⁴⁾。

判例は、545条ただし書きにおいて保護されるためには、第三者はその権利についての対抗要件を備えていなければならないとしている¹⁵⁾。当該複製物の所有権については、同条ただし書きにより、引き渡しによってYが有すると解されるとしても¹⁶⁾、頒布に対する著作権の不行使を請求する債権については、著作権法上、対抗力を備えるための制度は設けられていないことから¹⁷⁾、この場合にも対抗要件を要求することの妥当性は問題となりうるが、裁判所は、Yが、解除された本件販売契約の目的物につき新たな権利関係を取得した者ということはできないとし、545条1項ただし書きによる解決を否定した。

こうした545条の解釈を前提とする限り、著作権者と転得者との利益の調整、あるいは、著作権者の利益と円滑な商品流通確保との調和は、著作権法の解釈によって図らざるを得ず、その選択肢の1つが消尽法理ということになる。

4. 円滑な商品流通の確保の必要性和その手段

(1) 消尽法理は、当事者間のみではなく、対世的效果を有する法理であるとされる¹⁸⁾。原則として、消尽の成立が認められれば、著作権者との関係や取引への関与の程度といった個別の事情を考慮することなく、その後の譲渡行為が許容されることとなる。これは、円滑な商品取引を確保するという同法理の趣旨から妥当であるが、そのために、同法理は、各当事者の事情に応じた利益の調整を可能とする制度とはなっていない。たとえば、解除前の第一譲渡を根拠に権利消尽を認めた場合、転得者だけでなく、第一譲受人であるBに対しても、(契約に基づく請求は別にして)、本件解除後の複製物の譲渡を頒布権に基づいて禁止することはできないと解することになるであろうし、また、解除に

ついて悪意で複製物を取得した転得者に対しても消尽が認められることになる。

(2) ところで、映画の著作物以外に付与される譲渡権については、113条の2の規定により、適法な第一譲渡がなされていない(すなわち権利が消尽しない)複製物であっても、譲受人が、複製物の譲渡を受けた時点で、消尽法理の適用を受けないものであることにつき善意無過失である場合には、その後の公衆への譲渡行為が譲渡権侵害を構成しないものとみなされている。

113条の2の趣旨については、複製物等の所有という外形を信頼して取引を行った善意無過失の者の行為に譲渡権を及ぼすことは、取引の安全の見地から適当でないからであるとの説明がされており¹⁹⁾、取得者の善意無過失が認められる範囲で、譲渡権者の権利を制限し、取引の安全を優先したものと理解される。

したがって、第一譲渡契約の解除により消尽法理の適用を否定したとしても、映画の著作物以外の著作物については、113条の2により、善意無過失の取得者が侵害の責任を負うことはない。

消尽法理の適用は否定しつつ、善意無過失であることを要件に転得者に対して権利行使を否定するという制度は、著作権者が譲渡に伴う対価を獲得していないことを考えれば、取引の安全との利益調整の在り方としては、一律に侵害を否定する消尽法理よりも、適切であろうと思われる。

(3) しかしながら、113条の2の規定は、映画の著作物には適用されないことが明文で規定されているため(113条の2かつこ書き)、本件の事案に対して同条の適用はない。そのため、本件商品が映画の著作物以外の複製物であったならば、Yは、取得時に善意無過失である限り譲渡権侵害の責任を負わないことになるのに対

し、映画の著作物の場合には頒布権の侵害が成立することになる。

善意無過失取得者の譲渡行為について、映画の著作物とそれ以外の著作物とで、このような異なる結論が導かれることは合理的といえるであろうか。本件においては、Yから113条の2の適用に関する主張はなされていないため、裁判所はこの点について判断をしていないが、113条の2に基づく抗弁の可否についても検討をしておく必要がある。

(4) 113条の2が映画の著作物を除外している理由については、前述の中古ゲームソフト最判が示したように、公衆提示目的の映画の著作物等と、公衆提示目的を有しない映画の著作物等を区別して考える必要がある。前者については、適法な第一譲渡があった場合にも消尽法理の適用がないと解されるため、善意取得者保護の必要性は認められないからである。

では、消尽法理の適用を受け得る後者について、その他の著作物と映画の著作物とで保護範囲を異にすべき理由は認められるであろうか。頒布権が認められた趣旨の1つとして、映画の著作物はその創作に多大な投資を必要とするものであるため、投資回収手段を確保することが必要であるとの説明がなされている²⁰⁾。しかし、映画の著作物には、本件商品のように劇場用映画以外の多様なものも含まれ(2条3項)、そうしたものは、他の著作物と比較して定型的に投資回収手段を確保すべき必要性が高いとはいえない。また、一般に多くの創作投資を必要とする劇場用映画の場合、公衆提示目的が認められるものについては権利消尽が否定されると解されるため、配給制度により投資回収を確保するという立法趣旨は、この点で担保されているといえる²¹⁾。そのため、少なくとも公衆提示目的を有しない、消尽法理の適用を受ける映画の著作物について、譲渡権の権利範囲と異なる保

護を認めるべき特段の理由はないように思われる²²⁾。

もっとも、中古ゲームソフト最判の解釈は、消尽法理が特許法を含む知的財産法一般に妥当する法理であって、譲渡権の消尽規定(26条の2第2項)が確認的規定であるとの理解を前提とするものである。そのため、消尽法理に関する規定ではない113条の2についてまで、条文の文言に反して頒布権への適用を認めることは解釈上困難である²³⁾との理解も一定の説得力を有するといえよう。しかし、この点は、頒布権について明文の消尽規定がおかれていないために、善意取得者についての規定も同様に存在しないと理解することも可能であり、頒布権について消尽法理の適用が認められ得る範囲で、113条の2の類推適用は認められると解すべきではないだろうか²⁴⁾。

5. 残された問題

本事件は、譲渡契約の解除と頒布権の消尽の成否との関係が問題となった事案であるが、著作物の利用許諾契約はその他の支分権においても問題となる。前提となる利用許諾契約が解除された場合に、対象とされた支分権の権利侵害の成否にどういった影響を与えるのかについては、今後検討すべき問題といえよう。

注 記

- 1) 中古ゲームソフト事件最判の評釈として、高部眞規子・ジュリスト1235号85頁、同・曹時55巻6号208頁、同L&T18号51頁、作花文雄・コピーライト2002年7月18頁、同・民商130巻1号83頁、高橋岩和・ジュリスト1230号110頁、小畑明彦・CIPICジャーナル95号64頁、鈴木將文『著作権判例百選(第4版)』96頁、城山康文・AIPPI48巻6号473頁、岡邦俊・JCAジャーナル49巻6号64頁、青木孝之・判例タイムズ〔平成14年度主要民事判例解説〕1125号162頁、拙稿・著作権研究30号215頁、同・ジュリスト臨増〔平成14年度重

要判例解説] 1246号246頁等がある。

- 2) 本判決の評釈として、岡邦俊・JCAジャーナル 60巻12号82頁、準拠法に関する判断について、嶋拓哉・ジュリスト臨時増刊〔平成24年度重要判例解説〕1453号297頁がある。
- 3) 最高裁は頒布権が制定された趣旨として、①映画製作には多額の資本が投下されており、流通をコントロールして効率的に資本を回収する必要があること、②著作権法制定当時、劇場用映画の取引については、いわゆる配給制度の慣行が存在していたこと、③著作権者の意図しない上映行為を規制することが困難であるため、その前段階である複製物の譲渡と貸与を含む頒布行為を規制する必要があること、を挙げている(民集56巻4号812頁)。
- 4) 田村善之『著作権法概説〔第2版〕』(有斐閣2001)160頁、加戸守行『著作権法逐条講義〔6訂新版〕』(著作権情報センター2013)59頁、拙稿・前掲注1)著作権研究221頁。
- 5) 公衆概念については、東京地判平成16年6月18日判時1881号101頁〔NTTリース事件〕も参照。
- 6) 小泉直樹『特許法・著作権法』(有斐閣2012)179頁は、26条2の第2項4号については、権利の行使がないため、二重利得の禁止という理由づけは妥当せず、有体物の所有という外形が信頼されることに鑑みて、取引の安全という要請から設けられたものと位置付けている。
- 7) 解除の効果の理論的構成については学説上様々な説が存在するが(さしあたり、谷口知平=五十嵐清編『新版 注釈民法(13)債権(4)〔補訂版〕』874頁以下〔山下末人執筆〕等を参照)、判例は、解除により遡及的に契約の効果が消滅すると解している(大判大8年4月7日民録25輯558頁等)。
- 8) 鈴木・前掲注1)97頁、小泉・前掲注6)177~178頁。中山信弘『著作権法』(有斐閣2007)230頁も参照。
- 9) 著作権法令研究会=通商産業省知的財産政策室編『著作権法不正競争防止法改正解説』(有斐閣1999)115頁、加戸・前掲注4)205頁、田村・前掲注4)154頁、中山・前掲注8)233頁、作花文雄『詳解著作権法〔第4版〕』(ぎょうせい2010)690頁、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール2』(勁草書房2009)36頁〔角田政芳執筆〕、小倉秀夫=金井重彦編著『著作権法

コンメンタール』(レクシスネクシス2013)474頁〔小倉秀夫執筆〕、岡村久道『著作権法〔補訂版〕』(民事法研究会2013)183頁、茶園成樹編『著作権法』(有斐閣2014)114頁等。

ただし、吉野正己「特許権、著作権の国内消尽と譲渡制限特約の効力について—日米判決の比較に基づく考察—」民事法情報191号8~9頁は、譲渡制限特約の有効性を認めた上で、権利保護の観点から、契約の債権的効力だけでなく、物権的効力を残存させるという選択肢の可能性についても指摘している。

なお、特許権につき、特許製品の譲渡の際に使用制限特約が付されていたとの権利者の主張について、当該特約の存在を否定したが、傍論として、仮にそうした特約が存在したとしても、同特約に反して当該製品を再譲渡する行為には、消尽法理の適用が認められると述べた裁判例として、東京地判平成13年11月30日平成13年(ワ)第6000号がある。

- 10) 中山・前掲注8)233頁、岡村・前掲注9)183頁、茶園・前掲注9)114頁。
- 11) 岡・前掲注2)84頁。
- 12) もっとも本判決においては、B-Y間の関係や、本件販売解除に至る経緯及びそうした経緯についてのYの認識等に関する詳細は明らかにされていない。
- 13) ただし、下級審の裁判例には、著作権者からの映画のビデオグラム化等に関する許諾に基いて、雑誌に当該映画のDVDの広告(映像の写真を含む)を掲載した行為について、「仮に本件合意が事後的に効力を失ったとしても、Yらが上記広告掲載のための手配をしていた…時点において、本件合意が有効であったことは明らかであるから、上記掲載(写真掲載を含む)はXの著作権を侵害するものではない」と判断したものが(知財高判平成21年7月29日平成21年(ネ)第10005号)。この事件は、本件とは事案が異なるが、許諾契約の解除が著作権侵害の判断にどのように影響するかという問題についての判断を示している点で注目されよう。
- 14) 岡・前掲注2)84頁は、解除の効果がYに対して及ばないとしても、Xは、解除により、Bに対して損害賠償請求等をなすことは可能であるため、三当事者間に何ら不公平はもたらさないことを指摘する。

- 15) 大判大10年5月17日民録27輯929頁等。
- 16) 民178条。岡・前掲注2) 84頁, 本裁判例の判例時報コメント99頁も参照。
- 17) 著作権法75条以下参照。
- 18) 島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門』(有斐閣2009) 150頁。
- 19) 改正解説・前掲注9) 122頁, 加戸・前掲注4) 758頁。田村・前掲注4) 155頁, 中山・前掲注8) 233頁も参照。
- 20) 最判平成14年4月25日民集56巻4号812頁。
- 21) 学説においても, 頒布権は, 劇場用映画の著作物が, 慣行としていわゆる配給制度に基づき投資を回収するシステムをとっていたことからこれを維持するためにも設けられたものとの理解(加戸・前掲注4) 199頁, 中山・前掲注8) 226頁, 齊藤博『著作権法〔第3版〕』(有斐閣2007) 176頁, 作花・前掲注9) 278頁, 渋谷達紀『著作権法』(中央経済社2013) 166頁, コメントール2・前掲注9) 21頁等) や, 劇場上映用映画フィルムの有体物としての特性によって正当化できるとする理解(島並他・前掲注18) 149頁) が示されており, 上記の事情を有しない映画著作物については, その他の著作物と取り扱いを異にすべき事情は存在しない。
- 22) 岡・前掲注2) 85頁。中山・前掲注8) 229頁も参照。なお, 島並他・前掲注18) 149頁は, 立法論として, 頒布権にも明文の消尽規定を設けることが望ましいとした上で, その際は, 劇場上映用映画フィルムについて権利消尽を肯定することも検討すべきとする。
- 23) 本裁判例の判例時報コメント99頁参照。
- 24) 頒布権に対しても113条の2の類推適用(準用)を認める見解として, 松田政行『著作権法プラクティス』78頁(勁草書房2009), 同・「著作物の商品流通に関する実務(頒布権・譲渡権の消尽論を中心として)」『著作権法の実務』(経済産業調査会2010) 140頁, 著作権法コンメンタール・前掲注9) 1554~1555頁〔金井重彦=藤本孝之執筆〕。

(原稿受領日 2014年5月12日)

